

平成27年12月10日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日時	平成27年12月10日(木) 午後3時00分
場所	教育委員会室
開会	午後3時00分
閉会	午後3時49分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	石 原 恵 美

2 議題について

(1) 議決事項

第1 議案第82号 両国屋内プール条例施行規則の一部改正について

第2 議案第83号 スポーツプラザ梅若条例施行規則の一部改正について

(2) 報告事項

第1 平成27年度財政援助団体等監査の結果に基づき区長が講じた措置の公表について

第2 墨田区総合体育館の管理運営に関する条例施行規則の一部改正について

第3 陸上競技場等整備事業に係る稼働率向上策等の調査報告について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は阿部委員にお願いいたします。

議決事項第1

議案第82号「両国屋内プール条例施行規則の一部改正について」を上程する。

スポーツ振興課長 提案理由としては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の全部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるということです。この法律の改正点は2つありまして、まず、行政庁に対する不服申立てについてです。これまで、行政庁に対する不服申立てには、処分庁に対する異議申立てと上級行政庁に対する審査請求という2つの制度がありましたが、来年4月1日以降からは上級行政庁に対する審査請求に一本化されるということです。もう一つは、不服申立ての期間についてです。これまでの不服申し立て期間は60日でしたが、制度の使い勝手の向上ということで、3か月に延長されるということです。これらを踏まえまして、今回の両国屋内プール条例施行規則の一部改正について説明します。両国屋内プールの指定管理者を5年ごとに選定しておりますが、その際に落選した事業者に対し指定管理者不指定通知書を送付しており、その通知書のフォーマットの内容を改正するということです。改正内容については、「指定管理者不指定通知書」表の一番下 印内とある教示について「不服申立て」を「審査請求」に改正します。裏面には、不服申立てができるという内容の記載があり、1は、プロポーザルの際に落選した事業者に適用するもので、先程の説明のとおり、これまで60日以内に異議申立てすることができるものとあったものを、3か月以内に審査請求することができるものと改めます。2は、議会において指定管理者の指定を否決された場合に適用となるもので、文中の文言「6箇月」を「6か月」に改めます。最後に備考欄についてですが、「不服申立て」を「審査請求」と改めます。この規則は、平成28年4月1日から施行させていただきます。

坂根委員 「6箇月」を「6か月」に改正するということですが、この表記の仕方は、公用文の書き表し方の基準にのっとっているのですか。

スポーツ振興課長 はい、そうです。

坂根委員 この表記の件に関連してですが、会議録等を確認する際、問題がある表記が見受けられます。そういう表記について統括している部署はどこですか。

スポーツ振興課長 総務部総務課文書管理担当です。

教育長 他にございませんか。

浅松委員 審査請求とは、処分庁ではなく上級行政庁に対して行うのですね。それを今までは不服申立てと言っていたのですか。

庶務課長 今まで不服申立てには、上級行政庁に対して行う「審査請求」と処分庁に対して行う「異議申立て」の2種類があり、今回の改正によって「審査請求」に一本化されます。処分庁に対しての異議申立ては、その決定が覆る事例はほとんどありませんが、上級行政庁に対して行う審査請求は、指導する立場の行政庁が第三者的な立場から審査を行うため覆ることがあります。また、これまで解決までかかっていた時間を短縮することにより、不服申立てをする方々を救済することができます。

阿部委員 指定管理者不指定通知書裏面 1で、「墨田区教育委員会に対して審査請求をすることができます」とあります。これは、教育委員会が指定管理者不指定を決定する場合、ここでいう上級行政庁となるのですか。

次長 不服申立てが上級行政庁に対する審査請求に一本化され、上級庁がある場合はそこに審査請求しますが、それが無い場合、例えばこの指定管理者の件で言えば、教育委員会の中で別に審査するという形になります。

阿部委員 わかりました。

教育長 それでは、議決事項第1・議案第82号「両国屋内プール条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第83号「スポーツプラザ梅若条例施行規則の一部改正について」を上程する。

スポーツ振興課長 提案理由としては、先程説明しました両国屋内プール条例施行規則の一部改正についてと同様です。

教育長 何かご質問、ご意見はございますか。

教育長 それでは、議決事項第2・議案第83号「スポーツプラザ梅若条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

「平成27年度財政援助団体等監査の結果に基づき区長が講じた措置の公表について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 この通知は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査の指摘事項に対する措置結果を公表したという内容のもので、墨田区告示方式により、平成27年11月20日に公表されました。財政援助団体とは、墨田区が補助金を交付して支援をしている団体のことで、墨田区にはいろいろな財政援助団体があります。その中で、教育委員会が所管する団体は、すみだ学習ガーデン、コナミスポーツ&ライフ、すみだスポーツサポートPFI株式会社の3つです。この3団体については、監査の結果良好であったということを報告いたします。

報告事項第2

「墨田区総合体育館の管理運営に関する条例施行規則の一部改正について」、スポーツ振興課長が次のとおり説明する。

スポーツ振興課長 この規則は、区長部局で管理しているため議決事項ではなく報告事項とさせていただきます。内容については、議案第82号及び83号と同じ内容となっております。

坂根委員 議案第82号の規則改正には(案)とありましたが、この規則改正は(案)ではなく、また文字の大きさ等様式が違っているのは区長部局が管理しているからですか。

スポーツ振興課長 はい、区長部局の管理下にあるため報告事項としました。また、見やすくするための工夫をいたしました。

報告事項第3

「陸上競技場等整備事業に係る稼働率向上策等の調査報告について」、スポーツ振興課長が次のとおり説明する。

スポーツ振興課長 陸上競技場等整備事業に係る稼働率向上策等の調査について、以下の4点について説明します。稼働収入予測をするためには、陸上競技場をどのように整備していかなければならないか、ある程度方向性を決めなければならないので、1点目として、調査の前提となる陸上競技場等施設の整備及び活用方針として柱を3つ建てました。1つ目の柱は、陸上競技場をメイン施設としながらも、健康づくりから競技スポーツまで多様に活用できる総合的なスポーツ空間として整備をすすめていくこと、そして地域の皆様に活用していただき地域活性化に役立てていくということです。2つ目の柱は、稼働率を高めるための取組として、施設の貸出業務だけではなく、多様な教室プログラムやスポーツクリニック等を実施し、イベントや区内外の学校による利用の促進等を行っていくということです。3つ目の柱は、この陸上競技場で実施可能な競技を選定するために、(公財)笹川スポーツ財団が実施している「中央競技団体现況調査」2014年度版を参考とし、その中で、第1位のサッカー、第5位の陸上競技が実施可能ではないかと考えました。この結果から、墨田区内でのサッカー及び陸上競技人口について推計すると約2,700人余りの利用が見込まれると考えます。また、周辺区の需要を取り込むことができれば、より多くの利用を見込むことができるのではないかと考えております。

次に、2点目の稼働率向上策等についてです。稼働率向上策として、陸上競技場等施設の貸出し、各種教室プログラム等のスクールプログラム等の実施、学校による活用や地域での活用等地域利用事業の促進、そして区民向けイベント等地域振興事業(集客のための取組)を考えております。

続いて、3点目の稼働・収入予測についてですが、実稼働日数として年間で平日184日、休日94日と想定し予測しました。まず、施設貸出しの稼働・収入予測です。陸上競技場貸出しについては、近隣の類似施設である「葛飾区陸上競技場」を参考にさせていただき設定しました。土日祝日の稼働率は9割、平日は1日当たり10人の利用があると仮定し、年間1,840人の利用を想定しました。その結果、年間約240万円弱の収入が見込まれます。次に、インフィールドの貸出しについてです。稼働率は、昨今、若者たちの中で人気が高いフットサルによる利用が中心であると仮定し、平日夜間の稼働率を50%、休日夜間の稼働率を60%として試算しました。利用料金は、八広地域プラザを参考にナイター料金込みで、1時間5,400円、年間で約960万円程度の収入を見込んでおります。次に、セミナーハウスと観覧席下部の貸出しについてです。セミナーハウスの利用料金は、宿泊利用で1人1泊1,000円と仮定しました。トレーニングルームについては、スポーツプラザ梅若の3分の1くらいの方々が利用していただくと仮定し試算しました。その結果、年間約290万円弱の収入が見込まれます。続いて、会議室、駐車場及び備品の利用貸出しについてです。これらについては、近隣区の類似施設を参考に料金設定を行いました。今回は、最低限の見積もりとして、年間100万円を見込んでおります。次に、スクールプログラムでの収入予測についてです。現在、同様の取組を両国屋内プール及びスポーツプラザ梅若で実施しており、この2つの施設の収益が年間400万円から600万円ですので、最低限この程度の収益は確保できるのではないかと考えております。ただし、当施設では、充実した教室プログラムとともに、多彩なスポーツクリニックの実施を想定しているため、年間収益1,000万円を目指したいと考えております。以上、堅実な稼働予測に基づき、年間収入を予測すると、利用料金収入として1,600万円程度、指定管理者の自主事業収益として400万円から1,000万円程度を目指してい

きたいと考えております。

最後に4点目のランニングコストについてです。まず、指定管理料についてですが、類似施設である「台東区リバーサイドスポーツセンター」の指定管理料を参考に試算しますと、当陸上競技場の年間指定管理料は7,300万円程度であると考えられます。この金額から先ほどの利用料金収入及び自主事業の収益を控除すると、年間の区負担分は5,200万円から5,500万円程度になるものと推測されます。また、指定管理料以外の経費についてですが、光熱水費等にかかる費用として年間2,000万円程度見込んでおります。以上、年間の支出を予測すると、最終的に区負担分として7,200万円から7,500万円程度かかってくると考えられます。最後にライフサイクルコストについてです。仮に、日本陸上競技連盟第4種公認を取得した場合、5年に1回更新があり、改修工事費が約5,000万円程度必要になると言われています。また、観覧席及びセミナーハウスの大規模改修に係る経費、人工芝の張り替え等に係る経費として、60年間で12億円程度の経費が必要となると試算しております。以上、ライフサイクルコストを試算しますと、60年間で15億円程度、年間当たり2,500万円程度と想定いたしました。

次に、陸上競技場等整備事業に係る関係団体に対するヒアリング・アンケート等の実施状況について、現時点での地域、学校、PTA関係者及び体育協会関係者等から聴取した意見等を報告します。まず、平成27年10月から11月にかけて、鐘ヶ淵地区の2町会、白鬚東地区の8自治会を中心に、個別にヒアリング及び近隣住民説明会を実施し、色々なご意見をいただきました。例えば、「オリンピック・パラリンピック前に整備を完了し、区民の健康づくりに役立ててほしい」、「もっと防災性能を高めた施設整備を求める」等のご意見がありました。また、平成27年9月から10月にかけて、区立学校に対しアンケートを実施しました。その中で、陸上競技場とセミナーハウスの利用意向について尋ねたところ、陸上競技場については、中学校で約8割の学校が「利用したい」と回答がありました。小学校と幼稚園では、学校からの距離との関係から「現段階では分からない」という回答が約7割ありました。セミナーハウスの利用意向については、中学校で約3割の学校が「利用する」と回答し、小学校と幼稚園では、「現段階では分からない」という回答が約7割ありました。この他の学校関係者として、小学校及び中学校PTA協議会、桜堤中学校地区青少年育成委員会等からもご意見をいただいております。さらに、体育協会関係者等にもアンケート調査を行い、ご意見や利用意向をいただきました。最後に区議会の反応ですが、自民党からの意見として、60年間で考えると80億円程度の経費が掛かるのだから、今後とも慎重な審議が必要であるというご意見をいただきました。主管課として、平成28年1月中旬に向け整備基本計画の素案を作成し、1月中にパブリックコメントを実施して、区民の皆さんに発信していこうと考えております。そして、その内容を取りまとめ、教育委員会に事前に説明させていただき、その後、第1回区議会定例会で報告しようと考えております。

教育長 ただいまの報告について、何かございませんか。

雁部委員 セミナーハウス等、競技場の中で食事ができる場所はあるのですか。

スポーツ振興課長 現段階では、多目的ルームで食事等ができるようにしたいと考えております。

雁部委員 売店等の設置は考えていますか。

スポーツ振興課長 売店設置については、要望が多く寄せられております。売店等を直ちに設置するとは申し上げられませんが、今後の課題として検討していこうと考えております。例えば、お弁当の配達や調理室等を設置し自炊ができるようにする等を考えております。

阿部委員 競技場の図面の中にある扇状の形は何を表しているのですか。

スポーツ振興課長 砲丸投げのスペースです。

阿部委員 収入が利用料金1,600万円と指定管理者の自主事業収益1,000万円、支出が指定管理料7,300万円と水道光熱費の2,000万円ということですが、この差額が区負担となるのですか。

スポーツ振興課長 指定管理施設の利用料金は指定管理者の収入となる利用料金制度を採用しております。トータルでは7,300万円かかりますが、利用料金等で2,600万円の収入が期待できますので、区の負担は5,200万円から5,500万円程度となります。さらに、そこに光熱水費等を足し合わせますと、年間7,200万円から7,500万円程度の年間支出になると考えております。

阿部委員 その金額にライフサイクルコスト2,500万円を足すと、区が負担する金額は年間1億円程度ということになるのですね。

スポーツ振興課長 はい、トータルコストは1億円程度になると思います。

浅松委員 競技場図面中、観覧席とトラックの間の部分は、走り幅跳びの場所ですか。

スポーツ振興課長 はい、そうです。

浅松委員 このインフィールドで、走り高跳びは対応可能ですか。

スポーツ振興課長 はい、この図面には記載されていませんが対応する予定です。

坂根委員 セミナーハウスで行われる各種健康教室プログラム等についての料金を、民間施設で行われているプログラムと比較をしましたか。最近の民間施設は、料金も手ごろで魅力的なプログラムが多いようです。利用者は、インターネット等を活用して比較し、内容が魅力的かどうかで選んでいると思います。確かに区と民間では目的が違いますが、利用者は区別なく利用していますので、参考にしてみてもいいかでしょう。

スポーツ振興課長 はい、参考に確認しようと思います。

阿部委員 両国屋内プールのランニングコストが1億円ということですが、競技場の場合と比較すると、少し金額が高いようにも思いますが、どうですか。

スポーツ振興課長 両国屋内プールは、両国中学校の授業でも活用されており、年間延べ2万人の生徒が利用しております。また、区民の利用としては、年間7万5千人程度ですので、際立ってコストが高いということではありません。

教育長 その他に何かございませんか。

雁部委員 インフルエンザとノロウイルスについて、現在の学校での発生状況を教えてください。

学務課長 隅田小学校でインフルエンザが流行し始めました。現状では、20人程度ということで、学級閉鎖とまではいっておりませんが、今後の状況を見ながら保健所と対応について協議しております。

教育長 他に何かございませんか。

坂根委員 12月8日に小学校のオーケストラ鑑賞教室に行ってきました。パイプオルガンについても分かりやすい説明があり、児童のマナーも良く、皆楽しそうに熱心に聴いていました。日々の音楽教育の効果だと思います。

教育長 他に何かございませんか。それでは以上で、教育委員会を閉会いたします。